

岡山県公報

発行
岡山県



目次

権魚種の増殖についての指示

員会

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 保安林の指定予定

○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
ター第三期中期目標の公表

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○

○

○

○

○

○

○

○

落札者等の決定

〃

【内水面漁場管理委員会】

平成二十九年度における第五種共同漁業

警察本部会計課

〃

内水面漁場管理委

長寿社会課

治山課

防災砂防課

県民生活交通課

健康推進課

耕地課

建築指導課

◎岡山県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

株式会社SAVAS PIACERE

2 所在地

岡山県総社市井尻野一六六三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社SAVAS PIACERE

2 所在地

岡山県総社市井尻野一六六三一

三 廃止年月日

平成二十九年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一〇〇七

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

◎岡山県告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市芳井町梶江字迫ケ市二一の一、井原町字長川水落三一五二の六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
字中ノ庄	字割岩	字中ノ庄	字東ノ庄	〃	字東ノ上	〃	〃	檜津字首端
三二一八番	三二七七番三	三二一八番二	三二一五番	三九番地先道路敷	三九番	三四番一	二九番三	二九番一
三十五号	三十三号	三十二号	三十一号	三十号	二十九号	二十八号	二十七号(筆界未定)	

〔五三四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニケーションネットワークLinks

三 代表者の氏名

渡邊 則子

四 主たる事務所の所在地

備前市伊部一七八五番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校やひきこもりなどの社会的不適応の子どもや家族に対するカウンセリングや体験活動、特別な介護を必要とする高齢者のための施設運営などの事業を行い、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔五三五〕地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第三期中期目標を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 隆 大

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第3期中期目標

第2期中期目標の総括について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第1期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。公立病院として、全国的にも数少ない司法精神入院棟を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療など、高い専門性が求められる役割を担うとともに、国の事業である「依存症治療拠点機関設置運営事業」・「難治性精神疾患地域連携体制整備事業」・「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施する先進医療機関として委託を受け、将来への治療の一般化に向けた取組を行っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院と連携を強化し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。

さらに、平成26年11月に「岡山県災害時精神科医療中核病院」の指定を受け、岡山県地域防災計画に基づき医療機関等への支援を行うとともに、全国的な大規模災害時に備え、全国各ブロックの中核的な自治体精神科病院と相互支援協定を結ぶなど災害時の精神科医療の中核病院としての機能を強化している。

また、患者の自立と社会参加に向けて通所型クリニックを併設した診療所を開設し、訪問看護を行うとともに、就労支援など地域での生活の支援を行うなど地域精神保健医療の確保に大きな役割を果たしている。

第1 基本的な役割

公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、また、幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。

第2 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮

① 政策的医療の推進

精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。

② 児童・思春期精神科医療の充実

精神科医療領域に属する疾患を有する児童及び思春期での患者に対処するため、診療機能の強化と早期発見・早期支援につなげる体制づくりを行い、児童思春期専門研修と医療・行政・学校等との連携による一貫した支援に努めること。

また、児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側（親等）のメンタルヘルズ問題への対応も行う総合支援システムの強化に努めること。

③ 精神科医療水準の向上

精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、積極的に様々な分野の精神科医の養成に取り組みなど精神科医療水準の向上を図ること。

また、県民が広く受診しやすい医療環境の整備や精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者や高齢の精神疾患患者への対応など、「岡山県保健医療計画」に基づき外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保やICTの活用も検討しながら地域における精神科医療の向上に寄与すること。

④ 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

医療機関としての役割に加え地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進しお互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。

⑤ 災害対策

災害など重大な危害が発生した場合には、県の災害時精神科医療の中核病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（DPA

ト)」の中心的な役割を果たすこと。

2 患者や家族の視点に立った医療の提供

- ① 患者の権利を尊重した医療の提供
精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。

② 患者・家族の満足度の向上

患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。

3 医療の質及び安全の確保

① 医療水準の向上

大学等との連携により医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。

② 医療安全対策の徹底・検証

医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。

4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

① 地域移行・生活支援のための体制整備

「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、多様化する精神科医療ニーズに即応する多職種からなるチームを編成し、ケア会議の開催や効率的、効果的なリハビリテーションを行い、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むとともに、地域移行に向けた段階的な支援と生活を支える医療・福祉サービスの体制整備を行うこと。

② 地域医療連携の強化

患者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。

③ 訪問・通所型医療の提供

精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サ―ビス、診療契約が結べない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うこと。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かして、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

2 適正な就労環境の整備と人事管理

職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスマテリヤルを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

3 情報管理の徹底

職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。

平成28年12月27日 岡山県公報 第11851号

〔五三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区支線69号（農地耕作条件改善（農業用排水施設）事業）

西七区支線71号（ ）

西七区支線84号（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月十七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔五三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字下沢五四九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市桜が丘西十丁目五―一六

岡村 亨

岡村 幸美

三 許可番号

岡山県指令建指第九七号

〔五三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田一二二七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見新田一〇四七

工藤 律男

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇八号

〔五三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字大池三三八六一、三三八七一、三三八八一、三三八九

一三、三四〇二一一、三三八八一―地先道、三四〇二一一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区久米一六六一―

岡山日野自動車株式会社

代表取締役 小松原勇介

三 許可番号

岡山県指令建指第七七号

〔五四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字木塚二七一―一、二七三―一〇、二七三―一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市南蔵王町二丁目五―一八―一〇一号エステート蔵王

守安 裕輔

岡山市北区清輝本町一―二号センチュリー東中央四〇七

守安 由希

三 許可番号

岡山県指令建指第二二〇号

〔五四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字蓮池下五五〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市新田二五八〇―一四シャルマン笹沖B棟一〇一号

山本 諒

山本かおり

三 許可番号

岡山県指令建指第一九九号

〔五四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三二〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一八〇―一コーポ吉本A棟二号室

岡本 綾

三 許可番号

岡山県指令建指第二二六号

〔五四三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 一、三〇〇式

二 借入期間

平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年十月二十七日

五 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五番三号

六 落札金額

一月当たり二、四九七、〇六八円（うち消費税額及び地方消費税の額一八四、九六八円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年九月六日

〔五四四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

警務部サーバ機器等 一式

二 借入期間

平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年十月二十七日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり九四三、五九六円（うち消費税額及び地方消費税の額六九、八九六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十八年九月六日

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、平成二十九年における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

平成二十八年十二月二十七日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 加藤卓夫

平成29年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさぎは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放			流			魚				種				代替措置可能魚種	
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なます	すつぼん	にじます	ぼら	もろこ	わかさぎ	はえ	てながえび	もくずがに			
内共第1号	吉井川南部	1,400	50	40	—	—	10	50	30	—	—	—	—	80	—	—	50
内共第2号	吉野川	1,800	50	40	400	—	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	15
内共第3号	吉井川	1,800	40	30	350	—	10	—	—	—	—	—	—	100	—	—	10
内共第4号	加茂郷	600	15	—	200	—	—	30	—	—	—	—	—	30	—	—	—
内共第5号	久田川	500	15	—	150	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—
内共第6号	奥津川	350	—	—	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	旭川南部漁連	1,600	50	50	—	—	10	—	—	—	—	—	—	100	—	—	10
内共第8号	旭川中央	2,100	100	200	600	—	—	100	—	—	—	—	—	50	—	—	—
内共第9号	湯原	450	25	—	250	—	—	100	—	—	—	—	—	30	—	—	—
内共第10号	旭川北	450	20	—	450	—	—	150	—	—	—	—	—	30	—	—	—
内共第11号	高梁川	3,600	90	80	—	—	20	—	—	—	—	—	—	150	—	—	75
内共第12号	小田川	400	25	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	30	—	—	15
内共第13号	芳井町	400	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—

内共第14号	成	羽	川	1,700	50	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
内共第15号	”	”	—	300	10	—	30	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
内共第16号	”	”	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第17号	新	”	見	2,400	35	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第18号	”	”	—	200	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第19号	番	”	川	—	10	280	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第20号	”	”	—	—	5	120	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第21号	児	島	淡	—	75	1,400	—	—	—	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第22号	湾	”	水	—	15	600	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 はえ, てながえび及びもくずがにについては, 漁業権番号ごとの指示量に応じて, 次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1	1箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10束	ソダ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もくずがに)

指 示 量	親がにに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がにに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1, 0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。